

新野球場整備推進事業アドバイザー等業務委託 仕様書

1 業務名

新野球場整備推進事業アドバイザー等業務

2 業務の目的

令和6年7月に設置した「公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議」から、令和7年9月1日に知事に対して提言書が手交され、その内容を踏まえ、藤崎台県営野球場については、移転再整備することを熊本県（以下「県」という。）としての整備の方向性として決定した。この方向性に基づき、官民共創による新野球場を整備し、くまもと新時代の創造につなげていく必要がある。

については、本業務では、令和6、7年度に県が実施した民間事業者へのサウンディング調査の結果なども活用しながら、新野球場のコンセプトなどの基本計画等の整理、民間活力の導入に当たって必要なプロセスを適正・迅速・確実に推進するため、金融及び建築等の専門的知見を活かした総合的なアドバイザー業務等を通じた支援を受けることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

4 業務の内容

（1）条件整理作業

前提条件等の整理

「公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議」からの提言書や、令和6、7年度に県が実施した民間事業者へのサウンディング調査結果等を踏まえ、基本計画等の策定、事業者公募を見据えて精査すべき前提条件や作業項目を整理するとともに、作業工程・作業スケジュールを作成する。

コンセプト等の基本計画等の整理

前提条件等の整理及び別添「熊本県新野球場（仮称）整備移転候補地等に関する提案募集要項」を踏まえ、民間事業者へのヒアリング等を行い、新野球場の規模・機能、コンセプトや事業手法、事業概要、事業費・VFMの算定といった実施方針や要求水準書の骨格となる内容を、基本計画等として整理し、公表資料案を作成する。

施設計画の検討・整理

敷地内での想定する建築物の収まり、来場者の動線、建築・都市計画等の課題、延床面積や整備費の算出等の施設計画の検討・整理を行う。

なお、将来的な拡張や活用の可能性も踏まえた検討・整理を行うこと。また、新野球場を整備する土地については、現在、市町村に対して、その候補地の提案募集を実施しているところであり、本年秋頃までに決定する予定。

(2) 基本計画等策定のための会議体の運営支援

基本計画等策定のための会議体の設置に際し、委員となる学識経験者等との調整に当たっての支援を行う。また、当該会議体の運営において、会議用資料の作成、会議の日程調整、会議への出席、議事録の作成、委員への報酬・旅費の支払いのほか、これらに付随する業務支援を行う。

(3) 新野球場の需要調査

新野球場整備後のプロ野球（NPB）の試合やキャンプ、アジアを中心とした国際野球交流イベント、全国・九州規模の野球大会、野球以外のスポーツ大会等をはじめ、コンサート等の興行の国外・県外からの集客を見込める新たなイベント招致を戦略的に推進するため、まずはその需要を把握するための調査を行う。

(4) 作業体制の確保等

作業体制・専門性の確保

(1)～(3)の業務を迅速かつ確実に実行していくため、県と受託者が緊密にコミュニケーションを図りながら、作業状況や課題を常に共有していくことができる体制を確保すること。

また、金融及び建築等の事業推進に必要な知見に関するアドバイザリー実施体制を確保すること。

打合せ協議

本業務の履行に係る打合せ協議は、契約締結日から成果品提出までに、月1回以上対面で実施するほか、必要に応じて適宜オンライン等でも実施するものとする。

また、別添「熊本県新野球場（仮称）整備移転候補地等に関する提案募集要項」に基づき決定した移転候補地を提案した市町村との協議にも参画するものとする。以上の打合せ協議の結果は、受託者が記録・整理のうえ、当該打合せ協議後に、速やかに県に提出するものとする。

5 今後のスケジュールの見通し

具体的なスケジュールについては、受託者の決定後、改めて協議を行い決定するものとする。なお、作業の進捗によっては、前倒して手続きを進める場合がある。

令和8年度（2026年度）	移転候補地選定・決定、基本計画等策定
令和9年度（2027年度）	実施方針等作成・公募準備
令和10年度（2028年度）	公募～事業者選定
令和11年度（2029年度）～	設計・工事等着手

6 再委託

(1) 受託者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と認められる場合又は業務提案書等に沿った業務体制と認められる場合は、本業務の一部を再委託又は請け負わせることができる。

(2) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ書面により県から承認を受けなければならない。

7 成果品の提出

受託者は、本業務を完了したときは、令和9年(2027年)3月19日(金)までに、下記のとおり成果品を提出するものとする。

(1) 成果品の内容

- ア 業務委託報告書(A4版・縦型・横書き・左綴じ) 2部
- イ 打合せ記録簿 2部
- ウ 電子媒体による業務委託報告書及び打合せ記録簿 1式
- エ その他打合せ協議において指示するもの 1式

(2) 瑕疵担保責任

(1)に規定する成果品の引渡後、受託者の責に帰する瑕疵があったときは、受託者の責任において適切な措置を講じることとする。

8 その他

- (1) 本業務を実施する者(再委託又は下請け等の者を含む。)は、本業務の対象となる施設に係る設計、施工、管理若しくは運営に関する事業者の選定における応募又は参画を禁止する。また、資本関係又は人的関係があると認められる者も同様とする。
- (2) 受託者は、本業務の着手に先立ち、県と協議し、業務工程表、業務体制表及び業務計画書を提出すること。
- (3) 本業務の進め方に当たっては、随時県と協議を行い、県の担当者の指示により業務を進めること。
- (4) 本業務の成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (5) 本業務の履行に当たり、疑義が生じた事項やこの仕様書に定めのない事項については、県と受託者との協議のうえ、決定することとする。

熊本県新野球場(仮称)整備移転候補地等に関する提案募集要項

1 趣旨

本要項は、熊本県（以下「県」という。）が令和7年（2025年）9月22日に決定した新野球場の「移転再整備」を推進するため、その移転候補地等に関する提案の募集について必要な事項を定める。

2 提案募集の目的

県では、老朽化等の課題を抱えるスポーツ施設の整備の方向性を決定するに当たり、スポーツを「する側」と「みる側」の視点や、各施設が地域のまちづくり・地方創生に有する価値等を踏まえ、民間活力の導入や民間事業者主体の整備を含め、様々な観点から検討を行うことを目的に、「公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議」を設置し、検討を進めてきた。

同検討会議による提言では、藤崎台県営野球場（リブワーク藤崎台球場）は、築65年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいるほか、スポーツを「みる」ニーズに対応できていないこと、施設構造上の課題などから、一般社団法人日本野球機構（NPB）の試合やキャンプ誘致、野球以外の用途に十分に対応できていないことが示された。また、屋内練習場は、野球での利用のほか、野球以外での利用も可能であり、収益性の向上や地域への波及効果が期待できるものの、現地再整備における文化財保護法令等との調整のハードルの高さといった課題もあることが示された。

そのため、県としては、この提言を踏まえ、「移転再整備」（別の場所に新たに野球場を整備）することを決定した。

この新野球場の「移転再整備」に当たり、野球場を核としたまちづくりの観点から、県と連携し共同で整備することに意欲を持つ市町村を対象に、移転候補地等に関する提案を募集することとする。

3 新野球場のビジョン及びコンセプト（案）

現在想定している新野球場のビジョン及びコンセプトは次のとおり。

(1) ビジョン（新野球場の整備によって実現したいこと）

▶ スポーツを通じたくまもと新時代の創造

官民共創により、本球場が多方面において県勢を発展させ、くまもと新時代を創造する基盤となり、県民に夢や感動を与え、地域に活力をもたらす拠点となることを目指す。

<ポイント>

- ① スポーツを通じ、県民の心身の健康を増進し、多くの人々に夢や感動をもたらすこと。
- ② スポーツを通じ、熊本の将来を担う子どもたちに、未来への希望と力強く生きていく力を育むなど、人々が幸せで充実した生活の実現に重要な役割を果たすこと。
- ③ アメリカンフットボールやフットサルなどの野球以外のスポーツにおいても利用される拠点施設の一つとなるとともに、スポーツ以外のコンサートやイベントなどでも活用される大規模集客施設としての役割も果たすこと。
- ④ 多くの人々を集める集客施設として、商品やサービスの消費活動の促進や雇用創出を図り、県内外、国内外からの交流人口を惹きよせること。
- ⑤ 整備に当たって、県民をはじめ行政、スポーツ関係者、企業・事業者など、官民の多様な主体の関わりのもと、官民共創で推進すること。

(2) コンセプト (ビジョン実現のために目指す施設のイメージ)

- ① 社会体育など「スポーツをする」環境とプロスポーツなど「スポーツをみる」環境の両面が充実した施設
- ② 日ごろから人が集い、賑わいが創出されるなど、「施設を楽しむ」複合的な機能が充実した施設
- ③ 人と人、人と企業、企業と企業など、多種多様な主体の連携・交流・結びつきを促進し、地域社会や地域経済の活性化を図る「まちづくりの拠点」としての機能が充実した施設

4 新野球場に求める規模・機能 (案)

現在想定している新野球場に求める規模・機能は次のとおり。※1

- ① 野球場 (フィールド) は、両翼 100m 以上/中堅 122m 以上の大きさで、人工芝とする。
- ② 収容人数は、20,000 人以上とする。※2
- ③ 屋内練習場 (別棟 (50m×50m 程度)、野球場内部) を整備する。
- ④ 日常的に県民が利用でき、興行時にはキッチンカー等の乗り入れが可能な広場や、ランニング等で周回利用できる動線 (ランニングコース等) を整備する。
- ⑤ 駐車場は、普通乗用車で 1,000 台程度駐車可能な大きさとする。※3
- ⑥ 場外通路は、多数の観客でもゆとりを持って通行できる広さ・幅を確保する。

※1: 以上の他、新野球場の整備に当たっては、整備を担う民間事業者からの提案により、新野球場と親和性のある、人が集い、交流できる付帯施設 (飲食・物販等の民間収益施設等) を民間事業者の独自事業として整備することも可能とすることを想定している。

※2: 将来的に様々な大会等を誘致・開催できるよう収容人数を 30,000 人程度まで拡張できる仕様を想定している。

※3: 移転候補地の土地の広さ等によっては、これ以上の台数とすることも想定している。

【上記 4 の規模・機能を満たす野球場の面積の目安】

きたぎんボールパーク
(いわて盛岡ボールパーク)
[令和 5 年 (2023 年) 4 月開業]



敷地	91,800㎡ (野球場、屋内練習場、ランニングコース、子どもの遊び場、イベント広場、駐車場)
フィールド	両翼100m/中堅122m、人工芝
収容人数	20,000人 (内野12,000人、外野芝生席8,000人)
駐車場	1,040台
屋内練習場	平面50m×50m (フットサルコート2面对応)
整備費等	整備費: 約83.4億円 維持管理運営費: 約27.1億円 (15年間)

参考

5 提案資格者

県内の市町村

※複数市町村が共同で提案することも可能とする。なお、提案に当たって、民間事業者と連携することは妨げないが、当該民間事業者が、別途実施する新野球場の整備等に関する公募に応じた場合（グループの一員であることも含む。）であっても、当該民間事業者を選定するとは限らない。

6 提案に当たっての条件

(1) 基本的事項

- ① 提案を行う市町村（複数の市町村が共同で提案する場合は、当該複数の市町村。以下、「提案市町村」という。）は、本要項に異議を申し立てず、提案が選定された後においては、これを遵守し、かつ提案内容を誠実に履行すること。
- ② 本要項を遵守しない、又は提案内容を誠実に履行しない場合には、本要項により決定した事項を取り消すこと。
- ③ 新野球場は、県有のスポーツ施設として、原則として県がその所有権を有するものであること。ただし、提案市町村との協議によっては、当該提案市町村と共同で所有する形態も想定している。

(2) 移転候補地の条件

- ① 県内に所在する土地であること。※1
- ② ①の土地の所在地が、「駅近・街中」であること。※2
- ③ 4に記載する新野球場が整備できる敷地面積があること。
- ④ 所有権以外の各種権利の解除が困難な土地や良好な地盤でないことが見込まれる土地など、施設の整備・運営に著しく不適又は困難、若しくは対応や対策のため、費用等が過大に増高する可能性の高い土地でないこと。
- ⑤ 災害危険区域（建築基準法）や土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）に指定がされている土地や洪水、津波、土砂災害などによる大規模な被害が想定される土地でないこと。

(3) 市町村の負担等の条件

- ① 整備の際には、(2)に記載する土地を提案市町村が自らの負担で確保するとともに、当該土地を県に無償貸与するなどして県有施設を設置できる権原を確保すること。
- ② 新野球場整備に係る提案市町村の受益の程度に応じて、土地の確保に要する経費の他、整備費（建設に要するもの。）及び維持管理運営費の両方又はいずれかの一部を負担すること。※3
- ③ 新野球場の効果を最大化するため、整備に連動した市町村独自の取組みや事業を実施することに努めること。
- ④ 新野球場整備を推進するに当たっては、各種調整や業務遂行に協力すること。

※1：道路等で分断がされていない物理的一体性を有する土地であること。なお、新野球場の整備に合わせて、物理的一体性を有する土地となる場合を含む。

※2：「駅近・街中」とは、鉄軌道の駅等（バス停は除く）から徒歩で比較的容易にアクセスできる範囲（当該駅等から最長でも2km程度が望ましい）で、自家用車以外の様々な交通手段でアクセスができるとともに、住宅や商業施設など人が集まる建築物が複数存在する場所、又はその場所の周辺（当該場所の中心付近から最長でも2km程度が望ましい）とする。なお、新野球場の整備に合わせて、提案市町村が主体的に地域を整備し、将来的に「駅近・街中」となる見込みがある場合を含む。

※3：土地の確保に要する経費の他、整備費及び維持管理運営費の負担金額又は負担割合等については、市町村からの提案内容に基づき、移転候補地の決定後に別途協議する。

7 記載事項

(1) 新野球場整備の必要性とまちづくりの考え方等

新野球場整備の必要性や新野球場を活用したまちづくりの考え方、当該まちづくりを進めていくに当たって提案市町村において行う取組みや施策について記載すること。

(2) 移転候補地の情報

① 移転候補地の所在地、鉄軌道の駅等からの距離、「街中」を示す住宅や商業施設など周辺環境、移転候補地全体の敷地面積、その他登記簿情報（地目、地積、所有者等）、用途地域などの土地利用・建築制限情報、その他適用法令及びその内容（建築基準法、都市計画法、農地法、農振法、文化財保護法等）等の情報を記載すること。

② 移転候補地及びその周辺の道路や上下水道等のインフラ整備の状況、鉄道やバスなど公共交通機関の運行状況について記載すること。

③ 移転候補地として提案する理由やアピールポイント等を記載すること。

(3) 用地確保の状況や完了見込み時期等

用地確保のための取組み状況（地元説明会等の開催、地域住民の反応等）、確保完了の時期及び完了までのスケジュール、確保に当たっての支障や課題及び当該支障等を解決するため、提案市町村において行う方策等について記載すること。

(4) 受益の程度に応じた費用負担

提案市町村が、新野球場の整備によって得られる受益の程度に応じて負担できる土地の確保に要する経費の他、整備費（建設に要するもの。）及び整備後の維持管理運営費の両方又はいずれかの一部負担について、その内容（額や負担割合）や考え方等を記載すること。

(5) 新野球場整備に連動した提案市町村独自の取組みや事業

新野球場の効果を最大化するため、整備に連動して提案市町村において独自に実施する取組みや事業（新野球場へのアクセス道路や歩行空間の整備・改善等の周辺環境の整備、新野球場利用に係る需要の創出など）について記載すること。

なお、取組み等に係る概算金額が提示できる場合は記載すること。

(6) 事業推進体制

新野球場の整備に当たり、提案市町村における事業推進体制（担当部署、責任者、関係部局との連携体制等）について記載すること。

8 提案書の提出期限・提出方法

(1) 提出期限

令和8年(2026年)7月24日(金)午後5時 (期限厳守)

(2) 提出方法

チェックリスト(別記様式1)及び7に記載する事項を全て記載した提案書を、以下URL(LoGo フォーム[1つのファイルの容量は10MB、合計で100MB以下])から提出すること。併せて、原本(正本1部、副本15部)を16に記載の担当部署宛てに持参又は郵送すること。

なお、「提案書(参考様式)」を示しているが、7に記載する事項を全て記載しているものであれば様式は問わない。必要に応じ、図表や写真、概略図等を用いるなど分かりやすく記載すること。

LGWAN	https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/x4b6/1480136
インターネット	https://logoform.jp/form/x4b6/1480136

9 審査方法及び移転候補地の決定方法等

(1) 審査方法

- ① 県において、学識経験者等で構成する審査会を設置し、提案市町村から提出された提案書等の審査を行う。なお、提案市町村が1者であっても、審査を実施する。
- ② 県又は審査会が必要であると判断した場合には、提案市町村に対して提案書等の説明(プレゼンテーション)を求め、ヒアリングを行う。また、移転候補地として提案のあった場所の現地調査を行う場合がある。
- ③ 提案内容に関する総合的な評価を行い、最も高い評価を受けた提案市町村から提案された移転候補地を審査会の選定案とする。
- ④ 審査の結果は、後日、文書で通知する。

(2) 移転候補地の決定方法

県は審査会の選定案を踏まえ、移転候補地を決定し、県ホームページ等で公表する。

(3) その他

審査結果に対する異議申し立て、質問等は認めない。

10 審査基準

	審査項目	観点	配点
①	まちづくりの考え方	1) ビジョンとの整合、提案市町村において行う取組み等による県勢への効果及び実現性	10
②	移転候補地の条件	1) 駅近・街中の程度 2) 土地の権利関係や各種法規制等による影響の程度、安全性、インフラなどの都市機能や交通アクセスの充実の程度	40
③	用地確保の見込み	1) 用地確保の時期、用地確保の実現性	40
④	費用負担	1) 費用負担の内容	80
⑤	独自の取組み等	1) 提案市町村において行う取組み等による新野球場の魅力向上への効果及び実現性	30

11 基本協定の締結

- ① 県は、決定した移転候補地に係る提案市町村と基本協定を締結する。
- ② 基本協定に基づき、具体的な協議を行いながら、新野球場の整備を担う事業者等の選定、設計・施工・維持管理など、事業を推進する。
- ③ 県は、当該提案市町村との協議の場を設置し、適宜協議を行いながら事業を推進する。

12 提案募集に関する説明会

次のとおり説明会を開催する。

<説明会日程>

日時：令和8年（2026年）4月10日（金）10時00分～11時00分

会場：県庁防災センター1階 101会議室

※オンライン（webex）でも開催する。参加方法については別途通知する。

説明会に参加を希望する市町村（連携する民間事業者を含む。）は、令和8年（2026年）4月7日（火）午後5時（期限厳守）までに、以下URL（LoGoフォーム）から参加申し込みをすること。

LGWAN	https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/x4b6/1487072
インターネット	https://logoform.jp/form/x4b6/1487072

1.3 その他留意事項

- ① 提案数の上限は定めませんが、1つの候補地の提案に1つの提案書等を作成すること。
- ② 提案に要する費用は全て、提案市町村の負担とする。
- ③ 提出された提案書等の書類は返却しない。
- ④ 必要に応じて、提案書等の全部又は一部（プレゼンテーションにおける配付資料及び映像等を含む。）を公表・公開する場合がある。
- ⑤ 提案を取り下げる場合は、理由等を記載した取下げ申出書（様式自由）を提出すること。
- ⑥ 審査の公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。当該行為が確認された場合は提案を選定及び決定しない。決定後に当該行為が判明した場合には、決定を取り消すものとする。

1.4 質問と回答

- ① 質問の受付期間は、令和8年（2026年）4月1日（水）午前8時30分から6月26日（金）午後5時までとし、質問書（別記様式2）にて16に記載のメールアドレス宛てに電子メールにより提出すること。
- ② 質問及び回答内容について、応募・審査の公平性を保つために、県ホームページ等で公表する。
- ③ 受付期間後の質問については、原則として回答しない。

1.5 スケジュールの見込み

内容	日程
募集開始	3月26日（木）
質問書受付開始	4月1日（水）午前8時30分
応募説明会参加申込期限	4月7日（火）午後5時
応募説明会	4月10日（金）午前10時
質問書受付終了	6月26日（金）午後5時
提案書等提出期限	7月24日（金）午後5時
審査会の開催	8月以降で3回程度開催予定
審査結果・移転候補地決定・基本協定の締結	9月以降
協議の場の設置・協議開始	

1.6 問合せ先（担当部署）

熊本県観光文化部スポーツ交流企画課 スポーツ施設企画班

住所：862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

電話：096-333-2757

Mail：supokoryu@pref.kumamoto.lg.jp

チェックリスト

✓チェック欄の該当するものに■をチェックし、事項欄を記載のうえ、提案書とともに提出してください。

項目	チェック	内容	事項	
基本的 事項	<input type="checkbox"/>	市町村名（代表）		
	<input type="checkbox"/>	共同で提案する市町村名		
	<input type="checkbox"/>	連携する民間事業者名		
	<input type="checkbox"/>	担当部署		
	<input type="checkbox"/>	連絡先（電話番号）		
	<input type="checkbox"/>	担当者職・氏名		
	<input type="checkbox"/>	担当者メールアドレス		
	<input type="checkbox"/>	複数の市町村と共同で提案する趣旨・目的・意図	（提案書に記載）	
	<input type="checkbox"/>	民間事業者と連携して提案する趣旨・目的・意図	（提案書に記載）	
新野球場整備の 必要性和 まちづくりの 考え方等	<input type="checkbox"/>	必要性、まちづくりの考え方、まちづくりを進めていく ために行う取組みや施策	（提案書に記載）	
	<input type="checkbox"/>	図面等の付属資料	（適宜添付）	
移転候補地 の情報	①	<input type="checkbox"/>	移転候補地の所在地	
		<input type="checkbox"/>	鉄軌道の駅等からの距離（km）	km
		<input type="checkbox"/>	「街中」を示す周辺状況	（提案書に記載）
		<input type="checkbox"/>	敷地面積（㎡）	㎡
	<input type="checkbox"/>	算出根拠	（適宜添付）	
	<input type="checkbox"/>	登記簿情報（地目、地積、所有者等）	（提案書に記載）	
	<input type="checkbox"/>	用途地域などの土地利用・建築制限情報		
	<input type="checkbox"/>	・用途地域		
	<input type="checkbox"/>	・建蔽率	%	
	<input type="checkbox"/>	・容積率	%	
	<input type="checkbox"/>	・その他		
	<input type="checkbox"/>	その他適用法令等		
	<input type="checkbox"/>	ハザードマップ等	（要添付）	
	②	<input type="checkbox"/>	移転候補地及びその周辺の道路等のインフラ整備の状況	（提案書に記載）
<input type="checkbox"/>		鉄道やバスなど公共交通機関の運行状況	（提案書に記載）	
<input type="checkbox"/>		提案する理由やアピールポイント等	（提案書に記載）	
③	<input type="checkbox"/>	位置図・現況写真	（要添付）	
用地確保の 状況や 完了見込み 時期等	<input type="checkbox"/>	用地確保のための取組み状況	（提案書に記載）	
	<input type="checkbox"/>	確保完了見込み時期及び完了までのスケジュール	（提案書に記載）	
	<input type="checkbox"/>	支障や課題、当該支障等を解決するための方策等	（提案書に記載）	
受益の程度に 応じた 費用負担	<input type="checkbox"/>	土地の確保に要する経費	円	
	<input type="checkbox"/>	整備費	負担額	円
			負担割合	:
	<input type="checkbox"/>	維持管理 運営費	負担額	円
			負担割合	:
	<input type="checkbox"/>	考え方等	（提案書に記載）	
新野球場整備 に連動した 市町村独自の 取組みや事業 事業推進体制	<input type="checkbox"/>	整備に連動して独自に実施する取組み等	（提案書に記載）	
	<input type="checkbox"/>	概算金額	円	
	<input type="checkbox"/>	イメージ図や取組み等の内容が分かる資料	（適宜添付）	
	<input type="checkbox"/>	市町村における事業推進体制	（提案書に記載）	

質問書

受付期間：令和8年（2026年）4月1日（水）午前8時30分～6月26日（金）午後5時

市町村名		
担当部署名		
担当者 職・氏名		
連絡先 (電話番号)		
質問内容	該当箇所 (ページ数・項目番号等)	内容

※電子メール (supokoryu@pref.kumamoto.lg.jp) でお送りください。

※質問及び回答内容について、応募・審査の公平性を保つために、県ホームページ等で公表します。

※受付期間後の質問については、原則として回答しません。